

陳情第4号

種子条例制定に関する陳情書

陳情第5号

種苗法改定の取り下げを求める意見書提出に関する陳情書

関係資料

目次	ページ
・主要農作物種子法（平成30年4月1日廃止）の概要（農林水産省）	1
・（参考）種子の増殖（イメージ）	2
・種子生産の取組に関するパンフレット（長崎県）	3
・長崎県主要農作物種子制度基本要綱（長崎県）	4～9
・種苗法の一部を改正する法律案の概要（農林水産省）	11
・主な登録品種と一般品種の例（農林水産省）	12

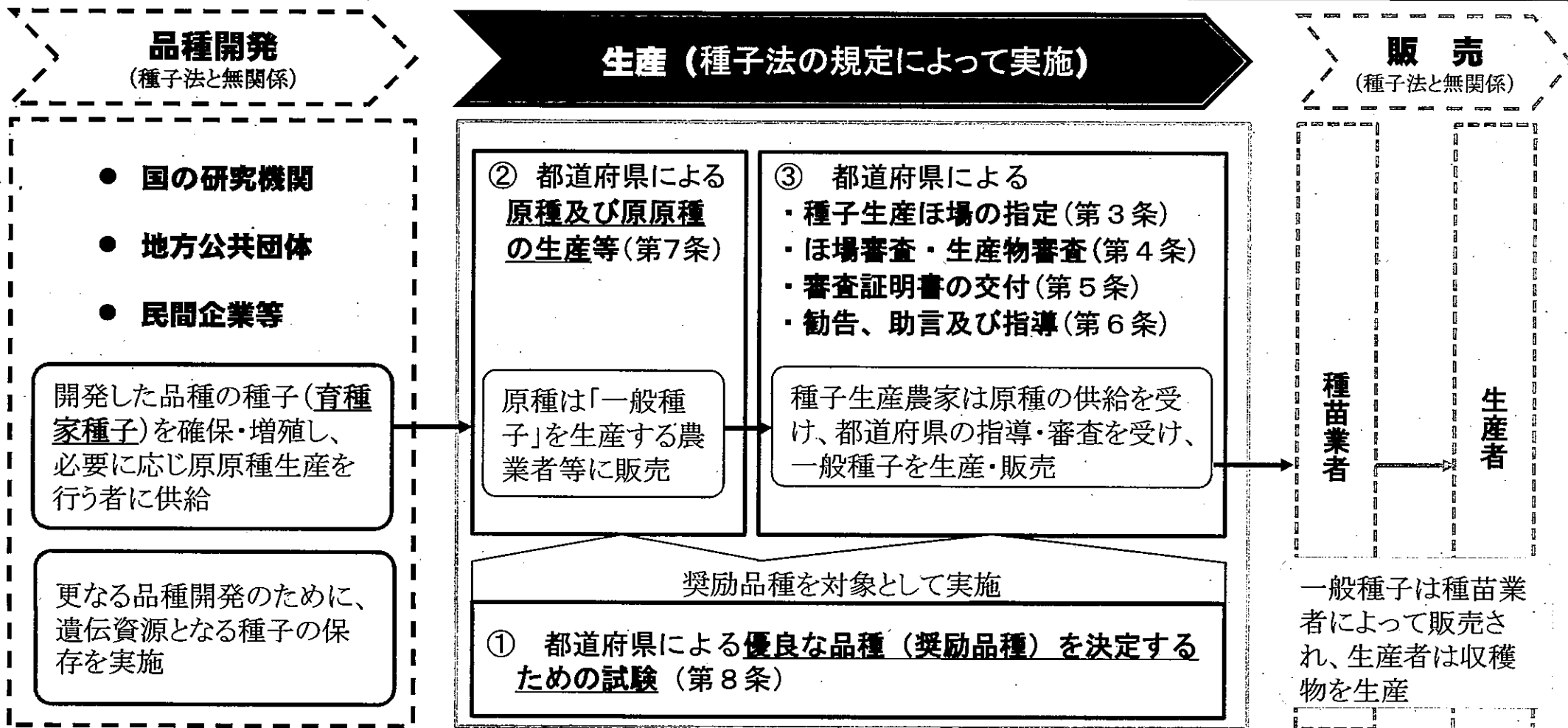
水産農林部

令和2年6月



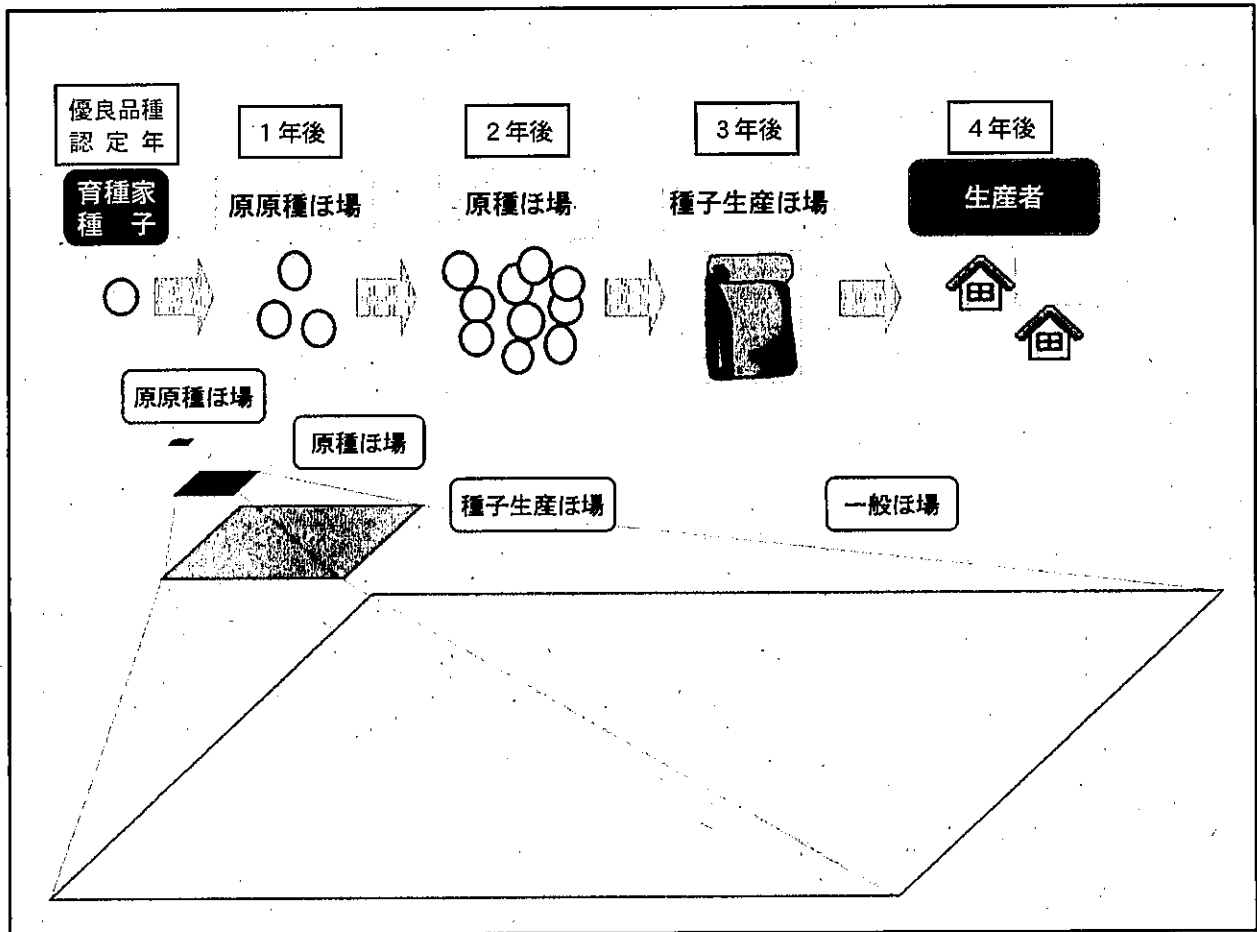
# 主要農作物種子法（平成30年4月1日廃止）の概要

- 主要農作物種子法は品種開発後の生産・普及段階の制度として、食糧増産に対応するため、戦後間もない昭和27年に制定され、都道府県に対し、稲、麦類及び大豆について、
  - ① 普及すべき優良な品種（奨励品種）の決定（第8条）、② 奨励品種の種子生産に必要な原種及び原原種の生産（第7条）、③ 種子生産ほ場の指定、指定種子生産ほ場及び生産される種子の審査の実施（第3～6条）を全国一律に義務付け。
- 稲・麦・大豆の品種開発は、種子法とは別の仕組みとして、野菜果樹等と同様に国や都道府県等の研究機関の他民間事業者によって取り組まれている。また、一般種子の食用作物生産者への販売も民間の種苗業者が実施。



(参 考)

種子の増殖 (イメージ)



北海道農政部資料

稲・麦類・大豆を栽培される皆さま

長崎県では、「主要農作物種子法」廃止後も、これまでどおり稲・麦類・大豆の種子の生産と供給を続けていきます。

- 「主要農作物種子法」は平成30年4月に廃止されましたが、長崎県では、その内容を引き継いだ「長崎県主要農作物種子制度基本要綱」を制定（平成30年4月施行）しております。
- 長崎県では、優良な種子を安価で安定的に供給していくには県の役割が重要であることから、要綱に基づき、これまでどおり、県内に適した稲・麦類・大豆の優良な品種（奨励品種）について、種子の生産と供給を続けていきます。

「長崎県主要農作物種子制度基本要綱」とは

主要農作物（稲・麦類・大豆）の優良な種子の生産及び普及を促進し、主要農作物の生産性の向上及び品質の改善を図ることを目的に、県が実施する主な事務を規定

- 自県内で普及すべき優良な品種（奨励品種）の選定
- 種子生産計画の策定
- 種子生産圃場の指定
- 原種及び原々種の生産
- 種子の審査
- など

参 考

- 廃止された「主要農作物種子法」は、遺伝子組換え作物や種苗の無断栽培を規制する法律ではなく、食糧増産のために、稲・麦類・大豆の優良な種子の生産・普及を促すことを目的として、種子の増殖について、原種・原原種の生産など都道府県の事務などについて定めた法律でした。
- 遺伝子組換え作物の栽培などは、「遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）や」「食品衛生法」などによって、国が規制や指導を行っております。
- 種苗の無断栽培などは、「種苗法」によって規制されています。
- 食品の安全性については「食品衛生法」及び「食品安全基本法」、食品の表示については「食品表示法」で国が規制しております。

長崎県農林部農産園芸課

# 長崎県主要農作物種子制度基本要綱

29 農園第 584 号  
長崎県農林部長通知  
平成 30 年 3 月 27 日

## 第 1 制度の趣旨及び運用の基本方針

- 1 長崎県主要農作物種子制度は、主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。以下同じ。）の優良な種子の生産及び普及を促進し、もって主要農作物の生産性の向上及び品質の改善を図ることを目的とする。
- 2 本制度の運用に当たっては、主要農作物の優良な種子の生産及び普及が、その基礎となる品種の改良及び選定から始まって、最終的に種子が農業者に引き渡されるまでの間、専門的な知識及び技術と周到な管理を要するものであることから、品種の優良性の判別方法、優良な種子の適正かつ円滑な生産流通の方法等について種子の生産及び普及に係るすべての者に周知させ、もって優良な種子の生産及び普及が一層促進されるよう努める必要がある。

## 第 2 奨励品種の決定

### 1 県の責務

県は、本県に普及すべき主要農作物の優良な品種（以下「奨励品種」という。）について、必要な調査を実施したうえで決定するものとする。

### 2 奨励品種の決定基準

奨励品種を決定するに当たっては、本県における気象、土壌、農業者の経営内容及び技術水準、主要農作物の需要動向等を十分考慮するとともに、優良と認められるものは積極的に採用することを旨として、農林部長が別に定める基準により決定するものとする。

### 3 奨励品種決定調査

県は、奨励品種の決定に当たっては、奨励品種決定調査を行うものとする。

#### (1) 奨励品種決定調査の種類及び担当機関

##### ア 基本調査

供試される品種につき、県内での普及に適するか否かについて、栽培試験その他の方法によりその特性の概略を明らかにする。基本調査は、試験研究機関において、当該機関の職員が担当して行うものとする。

##### イ 現地調査

県内の自然的経済的条件を勘案して区分、決定した地域（以下「奨励品種適応地域」という。）ごとに、栽培試験を行うことにより、供試される品種の特性を明らかにする。現地調査は、原則として、奨励品種適応地域ごとに、その地域内を管轄する振興局又は試験研究機関の職員が担当するものとする。ただし、調査に用いるほ場の管理については、農業者に委託することができるものとする。

#### (2) 奨励品種決定調査の方法

奨励品種決定調査の方法は、農林部長が別に定めるところによる。

#### 4 奨励品種の決定方法

奨励品種の決定方法は、農林部長が別に定めるところによる。

### 第3 主要農作物種子計画の策定等

#### 1 種子計画の策定

(1) 県は、必要な種子を確保するため、2の(1)のイの報告及び2の(2)のウの審議結果を参酌して種子計画を定めるものとする。

(2) 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 主要農作物の種子の種類別の需給の見通し及び生産に関する事項

イ 主要農作物の原種及び原原種（以下「原種等」という。）の生産に関する事項

ウ その他主要農作物の種子の安定的な供給に関する事項

#### 2 主要農作物の種子の安定供給を図るための協議会等

##### (1) 主要農作物種子協会

ア 県は、主要農作物の種子の安定的な供給に関する事項について協議等を行うため、一般社団法人長崎県米麦改良協会（以下「米麦改良協会」という。）を種子の安定供給を図るための協議会として位置づける。

イ 米麦改良協会は、次に掲げる事項の協議結果を知事に速やかに報告するものとする。

(ア) 年間の種類別及び品種別の種子の需給の見通しに関する事項

(イ) 種子の生産流通に関する事項

(ウ) 種子の備蓄に関する事項

(エ) その他種子の安定的な供給に関する事項

##### (2) 主要農作物種子管理委員会

ア 県は、種子計画を策定するに当たり、主要農作物種子管理委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

イ 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(ア) 県の行政機関、試験研究機関及び関係振興局

(イ) 米麦改良協会

(ウ) 全国農業協同組合連合会長崎県本部

(エ) 関係農業協同組合

(オ) その他種子の安定的な供給に係る者

ウ 委員会は、農産園芸課長が主宰し、次に掲げる事項について審議を行うものとする。

(ア) 主要農作物の種類別及び品種別の種子の需給の見通しに関する事項

(イ) 種子・原種の生産計画に関する事項

(ウ) 種子・原種の価格に関する事項

(エ) 種子・原種生産に係る指導方策に関する事項

(オ) その他種子の安定的な供給に係る者

#### 第4 原種及び原原種の生産

##### 1 県の責務

- (1) 県は、原種等について、原種ほ及び原原種ほ（以下「原種ほ等」という。）の設置等により自ら生産するとともに、県以外の者が経営する原種ほを指定原種ほとして指定し、全体として種子生産ほ場において優良な種子の生産が行われるために必要な原種等の確保を図るものとする。
- (2) (1) の原種等の生産の対象となる品種は、本県における奨励品種とする。ただし、民間事業者が育成した品種については、民間事業者による種子供給体制の整備状況等を踏まえ、種子管理委員会の協議により実情に応じ判断するものとする。なお、農林部長が特に認める場合には、この限りではない。
- (3) 県は、第3の1の(2)のイの原種等の生産に関する事項に係る種子計画の策定に当たっては、次の点に留意するものとする。
  - ア 当該計画の策定に当たっては、原種等について、県及び県以外の者による生産により、全体として適正に供給されるよう、自らの原種ほ等と指定原種ほ等との面積を調整するものとする。
  - イ 本県で生産される原種等を、本県以外の都道府県に配布する場合には、関係都道府県との連絡調整を行い、適正規模の原種等の生産が行われるよう調整するものとする。
- (4) 原種等の生産の方法は、農林部長が別に定めるところによるものとする。

##### 2 原種等の生産等

- (1) 県は、原種ほ等を整備するに当たっては、ほ場の立地条件、施設、担当職員等について農林部長が別に定める留意事項を勘案して行うものとする。
- (2) 県は、自らの試験研究機関において原種ほ等を設置・経営する場合のほか、止むを得ない場合に限り、農林部長が別に定めるところにより、県以外の者にその経営を委託すること及び他の都道府県からの購入等により原種等を確保することができるものとする。また、原種の備蓄保管については、米麦改良協会へ委託することができるものとする。
- (3) 原種等の生産に当たっては、第6の4の(2)の審査の基準及び方法に準じて、あらかじめ定めた責任者により、原種ほ等及びその生産物について審査を行うものとする。
- (4) 原種等の配付に当たっては、農林部長が別に定めるところによるものとする。

##### 3 指定原種ほの指定

県は、県以外の者が経営するほ場において主要農作物の原種等が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場を指定原種ほ等として指定することができるものとする。指定原種ほ等について、県以外のものにその経営を委託する場合、指定原種ほ等の指定の手続きは第5の4の規定に準ずるものとする。

#### 第5 指定種子生産ほ場の指定



## 1 一般種子の生産の対象品種

指定種子生産ほ場において生産する種子（以下「一般種子」という。）の生産の対象となる品種は、原則として、本県における奨励品種とする。ただし、民間事業者が育成した品種については、民間事業者による種子供給体制の整備状況等を踏まえ、種子管理委員会の協議により実情に応じ判断するものとする。なお、農林部長が特に認める場合には、この限りではない。

## 2 ほ場の指定

(1) 県は、譲渡の目的をもって又は委託を受けて主要農作物の一般種子を生産する者が経営するほ場を指定種子生産ほ場として指定する。

(2) その経営する圃場について前項の指定を受けようとする者は、4の指定の手續に従い、知事にその申請をしなければならない。

## 3 指定の対象となるほ場

(1) 指定種子生産ほ場の指定は、2の(1)の規定に基づき譲渡の目的をもって一般種子を生産する者が経営するほ場及び委託を受けて一般種子を生産する者が経営するほ場の双方が対象となり得る。後者の場合、受託者は、優良な一般種子の生産及び普及について、指定種子生産ほ場の経営者（以下「指定種子生産者」という。）とともに責任を共有しているので、当該指定に当たってはその観点を十分留意して行うものとする。

(2) 具体的なほ場の指定に当たっては、優良な一般種子の生産のために必要な知識及び技術を有する者によって経営され、かつ、効率的な生産が適地において可能な限り集中して行われるよう考慮するものとする。

## 4 指定の手續

(1) 指定種子生産ほ場の指定のための申請は、申請者が農林部長が別途定めるところにより申請書を知事に提出して行うものとする。ただし、申請にかかる一般種子の生産が他からの委託により行われる場合には、当該委託者が申請者の一覧表を附して代理申請を行うことができるものとする。また、同質遺伝子品種（特定の病虫害抵抗性等の特定の形質を除き、他の形質は遺伝的に同質となるよう改良した品種。）を混合して一般種子を生産する場合には、申請書の「品種名」欄に、混合したすべての品種名及びその混合比率並びに当該品種から構成される集団に名称が付されている場合には、その名称を記入するものとする。

(2) 知事は、(1)の申請に基づいて種子生産ほ場の指定を行ったときは、農林部長が別途定めるところによりその旨を申請者に通知するものとする。ただし、代理人を経由して行われた申請に係る指定の通知は、当該代理人を経由するものとする。

(3) 指定種子生産者が、指定の取消しを受けたいときは、(1)の手續に準じて知事にその旨を申し出ることとし、知事は、指定の取消しを行ったときは、その旨の通知を(2)の手續に準じて行うものとする。

## 第6 審査

### 1 ほ場審査及び生産物審査

(1) 「ほ場審査」とは、種子審査員（以下、「審査員」という。）が、指定原種ほ及び指定種子生

産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することをいい、「生産物審査」とは、県が指定原種ほ及び指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。

(2) 指定原種ほの経営者（以下「指定原種生産者」という。）及び指定種子生産者は、その経営する指定原種ほ及び指定種子生産ほ場についてほ場審査を受けなければならない。

(3) 指定原種生産者及び指定種子生産者は、ほ場審査に合格した指定原種ほ及び指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。

## 2 審査員

(1) ほ場審査及び生産物審査の審査員については、審査事務の特殊性にかんがみ、県職員又は農業協同組合職員であって主要農作物の種子の生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有するものの中から知事が任命するものとする。特に、指定原種ほに係る審査には高度の知識及び技術を要するので、審査員の任命に当たって特別の配慮をするものとする。

(2) 審査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があったときは、これを呈示しなければならない。

## 3 審査の進め方

(1) ほ場審査及び生産物審査は、指定原種生産者及び指定種子生産者の請求により行うものとする。ただし、請求に係る原種及び一般種子の生産が他からの委託により行われる場合には、当該委託者が申請者の一覧表を附して代理請求を行うことができるものとする。

(2) 審査員は、審査の請求があったときは、審査の進め方についてあらかじめ審査請求者と協議するものとする。

(3) 審査員は、ほ場審査及び生産物審査の結果、当該主要農作物又はその原種及び種子が4の規定により県が定める基準に適合すると認めるときは、当該請求者に対し、生産物審査証明書を交付するものとする。

## 4 審査の基準及び方法

(1) 県は、主要農作物の優良な種子として具備すべき最低限度の品質を確保することを旨として審査の基準及び方法を定めるものとする。

(2) 県は、(1)の審査の基準及び方法を定めるに当たっては、農業者に対して種子の品質を保証するとともに、効率的な審査が行われるよう考慮するものとし、具体的には次の項目に係る審査の基準及び方法を農林部長が別に定めるものとする。

ア ほ場審査 変種の農作物、異品種の農作物、異種類の農産物及び雑草の混入程度、病虫害及び気象被害の発生程度並びに農作物の生育状況

イ 生産物審査 発芽率並びに異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の混入程度

## 第7 優良な種子の生産及び普及のための勧告、助言及び指導

県は、指定種子生産者、指定原種生産者又は種子生産委託者に対し、主要農作物の優良な種

子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導（以下「勧告等」という。）を行う場合には、次の点に留意するものとする。

- 1 本要綱の趣旨に即して、種子の生産に関係する者により優良な種子の生産及び普及が熱意をもって取り組まれるよう資料の配付、研修会の開催、現地指導等実効のある方法を用いて勧告等を行うこと。
- 2 新たに種子の生産に関係する者に対しては、当該制度の趣旨の徹底に努めるとともに、特に、指定原種生産者及び指定原種生産者に種子の生産を委託した者に対しては、原種等の生産が高度の専門的な知識及び技術と周到な管理を要するものであることにかんがみ、農林部長が別途定めるところにより適切な勧告等に努めること。
- 3 具体的な勧告等に当たっては、優良な種子の生産及び普及における米麦改良協会の役割の重要性にかんがみ、同協会の機能を十分活用すること。

#### 第8 その他

本制度の運用については、この要綱に定めたもののほか、農林部長が別に定めるところによる。

附則（平成30年3月27日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、長崎県主要農作物種子確保対策要綱（平成13年3月8日）は廃止する。



# 種苗法の一部を改正する法律案の概要

## 背景

- 近年、我が国の優良品種が海外に流出し、他国で増産され第三国に輸出される等、我が国からの輸出をはじめ、我が国の農林水産業の発展に支障が生じる事態が生じている。
- さらに、育成者権侵害の立証には、品種登録時の種苗との比較栽培が必要とされる判決が出るなど、育成者権の活用しづらさが顕在化している。
- このため、登録品種を育成者権者の意思に応じて海外流出の防止等の措置ができるようにするとともに、育成者権を活用しやすい権利とするため、品種登録制度の見直しを図る。

## 法律案の概要

### 1 育成者権者の意思に応じて海外流出防止等ができるようにするための措置

#### (1) 育成者権が及ばない範囲の特例の創設

- ①登録品種の種苗等が譲渡された後でも、当該種苗等を育成者の意図しない国へ輸出する行為や意図しない地域で栽培する行為について、育成者権を及ぼせるよう特例を設ける。  
(第21条の2～第21条の4)

※これにより、海外へ持ち出されることを知りながら種苗等を譲渡した者も刑事罰や損害賠償等の対象となり得る（育成者権の侵害罪は10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金）

- ②輸出・栽培地域に係る制限の内容は農水省HPで公表し、登録品種である旨及び制限がある旨の表示も義務付ける（10万円以下の過料）。

(第21条の2第3項・第5項・第6項、第57条の2、第75条)

#### (2) 自家増殖の見直し

育成者権の効力が及ぶ範囲の例外規定である、農業者が登録品種の収穫物の一部を次期収穫物の生産のために当該登録品種の種苗として用いる自家増殖は、育成者権者の許諾に基づき行うこととする。  
(旧法第21条第2項・第3項)

#### (3) 質の高い品種登録審査を実施するための措置

審査内容の充実のため、出願者から審査の実費相当額を徴収するとともに、出願料及び登録料の水準を引き下げる。  
(第6条、第15条の3、第45条)

### 2 育成者権を活用しやすくするための措置

- ①品種登録簿に記載された特性（特性表）と被疑侵害品種の特性を比較することで両者の特性が同一であることを推定する制度を設け、侵害立証を行いやすくする。

(第35条の2)

- ②育成者が特性表の補正を請求できる制度、裁判での証拠等に活用できるよう育成者権が及ぶ品種か否かを農林水産大臣が判定する制度を設ける。

(第17条の2、第35条の3)

### 3 その他

- ①特許法等に倣い、i 職務育成品種規定の充実（第8条）、ii 外国人の権利享有規定の明確化（第10条第4号）、iii 在外者の代理人の必置化（第10条の2）、iv 通常利用権の対抗制度（第32条の2）、v 裁判官が証拠書類提出命令を出す際の証拠書類閲覧手続の拡充（第37条）の措置を講ずる。

- ②指定種苗制度について、指定種苗の販売時の表示のあり方を明確化する措置を講ずる。  
(第59条第1項第2号)

施行期日：令和3年4月1日

ただし、1(2)については、令和4年4月1日、1(1)並びに3①iii、v及び3②については、令和2年12月1日、3①iiについては、公布日

# 主な登録品種と一般品種の例

- 我が国の農産物の品種には、一般品種と登録品種があり、ほとんどが一般品種となっている
- 一般品種は、①在来種、②品種登録されたことがない品種、③品種登録期間が切れた品種である

品目	米	みかん	りんご	ぶどう	ばれいしょ	野菜
一般品種の割合	84%	98%	96%	91%	90%	91%

種類	主な一般品種	主な登録品種	法改正で新たに育成者権が及ぶ行為の例		
コメ	コシヒカリ、ひとめぼれ、あきたこまち、ヒノヒカリ、はえぬき、きらら397、キヌヒカリ、ササニシキ	ゆめぴりか、つや姫、青天の霹靂、新之助、富富富、ななつぼし、恋の予感、金色の風、まっしぐら、こしいぶき	自家増殖	種苗法が改正されれば許諾に基づいて行われる必要	
ばれいしょ	男爵薯、コナフブキ、メイクイーン	きたひめ、アーリースターチ			
かんしょ	紅あずま、鳴門金時、安納芋、黄金千貫	紅はるか、紅まさり			
ねぎ	春扇、龍ひかり、下仁田	ふゆわらべ			
うんしゅうみかん	宮川早生、青島温州、興津早生	肥のあかり、北原早生、かごしま早生	自家増殖 (自己の経営の接ぎ木等による増殖)		
りんご	ふじ、つがる、王林、ジョナゴールド	シナノゴールド、トキ			
ぶどう	巨峰、ピオーネ、デラウェア、甲州ナシアガラ、スチューベン	シャインマスカット、ナガノパープル、オーロラブラック、ルビーロマン			
いちご	とちおとめ、章姫、女峰、アイベリー、さちのか、とよのか	あまおう、さがほのか、きらび香、さぬき姫、スカイベリー、いちごさん、いばらキッス			
カブ	玉里、恋ばな、京千舞		現在も、自家増殖は許諾に基づいて行われている  (登録品種はほとんどF1品種であり、自家増殖は技術的に困難)		種苗法が改正されても変わらない
キャベツ	春系305号、金系201号、冬くぐり				
キュウリ	マジカル1号、ハイグリーン、豊美	フリーダム、極光607			
ダイコン	福誉、夏つかさ、冬自慢	サラホワイト			
トマト	桃太郎、りんか409、アイコ	すずこま、フルティカ			
ナス	千両二号、筑陽、竜馬	あのみどり			
ニンジン	向陽二号、彩誉、愛紅				
ホウレンソウ	ミラージュ、オシリス、クロノス				
メロン	アンデス、アムス、クインシー	アールス輝、イバラキング			
現在も、種苗法が改正されても自家増殖を含め利用は制限されない					